

# 一般社団法人横須賀建設業協会 委員会規則

## 第1章 設置

第1条 定款第3条の目的達成のため、総務・企画、建築、土木、の各委員会と青年部会を置き、必要のある場合は特別委員会を置くことができる。

## 第2章 総務・企画委員会

第2条 総務・企画委員会は、次の業務を行う。

1. 協会の発展方策樹立に関する事項。
2. 諸規程の立案、作成に関する事項。
3. 諸規程の立案、作成に関する事項。
4. 諸会費の請求、納入等に関する事項。
5. 会員の入会に関する事項。
6. 会員の親睦向上に関する事項。
7. 関係官公庁、関係団体等行事に関する事項。
8. 被表彰者の選考及び資格審査に関する事項。
9. 講習、講演、調査研究に関する事項。
10. 慶弔、慰籍等に関する事項。
11. 予算、決算及び経理に関する事項。
12. 会館の使用に関する事項。
13. 助成、援助、寄付等に関する事項。
14. 協会ホームページの作成、維持、改編及び広報に関する事項。
15. 事務局に関する事項。
16. 他の委員会に属さない事項。

## 第3章 建築委員会

第3条 建築委員会は、次の業務を行う。

1. 中小建築業の育成振興に関する事項。
2. 建築技術向上のための講習、研修等に関する事項。
3. 建築積算技術向上のための講習、研修等に関する事項。
4. 建築工事の施工と管理に関する事項。
5. 建築工事の災害防止に関する事項。
6. 建築関係法令等の研究に関する事項。
7. 関係官公庁との建築工事研究に関する事項。
8. 関係官公庁、関係団体等行事に関する事項。
9. 関係官公庁及びその他団体の行う建築工事の実勢項目単価調査への協力、及び地域的検討。
10. 他の委員会と共通事項に関しては合議の上行う。

## 第4章 土木委員会

第4条 土木委員会は次の業務を行う。

1. 中小土木建設業の育成振興に関する事項。
2. 土木技術向上のための講習、研修等に関する事項。
3. 土木積算技術向上のための講習、研修等に関する事項。
4. 土木工事の施工と管理に関する事項。
5. 土木工事の災害防止に関する事項。
6. 土木関係法令等の研究に関する事項。
7. 関係官公庁との土木工事研究に関する事項。
8. 関係官公庁、関係団体等行事に関する事項。
9. 関係官公庁及びその他団体の行う土木工事の実勢項目単価調査への協力、及び地域的検討。
10. 他の委員会と共通事項に関しては合議の上行う。

## 第5章 青年部会

第5条 青年部会は次の業務を行う。

1. 部会員の資質向上、自己研鑽のための研修会、講習会等に関する事項。
2. 他の建設業団体 若手の会との意見交換会等を通じた交流の促進に関する事項。
3. 協会で実施する各種防災活動、ボランティア活動への支援に関する事項。
4. 他の委員会との共通事項に関しては合議の上行う。

## 第6章 構成

第6条 各委員会、部会は次の構成をもって運営する。

1. 委員会は、委員長1名、副委員長3～4名、委員若干名を持って構成する。
2. 部会は、部会長1名、副部会長3～4名、委員若干名を持って構成する。
3. 正副委員長は、理事長が指名し、委員は委員長が推薦しいずれも理事会の承認を得るものとする。
4. 委員の任期は2年とし再選を妨げない。

## 第7章 運営

第7条 委員会は委員長が召集しその議長となる。委員長に事故ある時は副委員長がこれに代わる。

第8条 委員会は必要に応じこれを開催し、所定事項につきこれを審議、調査、研究を行う。

第9条 正副理事長は、委員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第10条 委員長は必要と認められる時、委員会に委員以外の出席を求め意見を聞く事が出来る。

## 第8章 改廃

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

## 附 則

この規則改定は、平成31年3月26日から施行する。